

# 証 明 書

経済産業省:工業標準化法に基づく指定検査機関  
 厚生労働省:食品衛生法に基づく指定検査機関  
 財団法人 化学技術戦略推進機構  
 高分子試験・評価センター

有限会社 SGネットサービス 殿



貴社持参の試料についての試験結果は下記のとおりであることを証明します。

## 記

試 料 : SGフロアコート

試 験 方 法 : 食品衛生法・食品, 添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号)  
個別規格に規定された以外の合成樹脂製の器具又は容器包装  
(昭和57年厚生省告示第20号)

試 験 年 月 日 : 平成15年 9月17日

試 験 結 果 :

試 験 項 目	試 験 結 果
材 質 試 験	
鉛	適 合 す る
カ ド ミ ウ ム	適 合 す る
溶 出 試 験	
重 金 属	適 合 す る
過マンガン酸カリウム消費量	適 合 す る

上記結果は食品衛生法・食品, 添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号) に適合する。



# 試験報告書

No. T-30004755  
(頁/全頁数: 1/1)

平成15年 9月19日

有限会社 SGネットサービス 殿



経済産業省:工業標準化法に基づく指定検査機関  
厚生労働省:食品衛生法に基づく指定検査機関  
財団法人 化学技術戦略推進機構  
高分子試験・評価センター



試 料: SGフロアコート

試験方法: 食品衛生法・食品, 添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号)  
個別に規格された以外の合成樹脂製の器具又は容器包装  
(昭和57年厚生省告示第20号)

試験年月日: 平成15年 9月17日

貴社から提出された試験体の試験結果は, 下記のとおりです。

試験項目	試験結果
材質試験	
鉛	1 ppm以下
カドミウム	1 ppm以下
溶出試験	
重金属	1 ppm以下(Pbとして)
過マンガン酸カリウム消費量	0.5 ppm

上記結果は食品衛生法・食品, 添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号) に適合する。

本試験報告書を他に掲載するときは, 当センターの承認を受けて下さい。

責任者	担当者	担当者

# 証 明 書

有限会社 SGネットサービス 殿



経済産業省:工業標準化法に基づく指定検査機関  
厚生労働省:食品衛生法に基づく指定検査機関  
財団法人 化学技術戦略推進機構  
高分子試験・評価センター

貴社持参の試料についての試験結果は下記のとおりであることを証明します。

## 記

試 料 : SGハードコート

試 験 方 法 : 食品衛生法・食品, 添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号)  
個別規格に規定された以外の合成樹脂製の器具又は容器包装  
(昭和57年厚生省告示第20号)

試 験 年 月 日 : 平成15年 9月17日

試 験 結 果 :

試 験 項 目	試 験 結 果
材 質 試 験	
鉛	適 合 す る
カ ド ミ ウ ム	適 合 す る
溶 出 試 験	
重 金 属	適 合 す る
過マンガン酸カリウム消費量	適 合 す る

上記結果は食品衛生法・食品, 添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号) に適合する。



# 試験報告書

No. T-30004756  
(頁/全頁数: 1/1)

平成15年 9月19日

経済産業省:工業標準化法に基づく指定検査機関  
厚生労働省:食品衛生法に基づく指定検査機関  
財団法人 化学技術戦略推進機構  
高分子試験・評価センター

有限会社 SGネットサービス 殿



試 料: SGハードコート

試験方法: 食品衛生法・食品, 添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号)  
個別に規格された以外の合成樹脂製の器具又は容器包装  
(昭和57年厚生省告示第20号)

試験年月日: 平成15年 9月17日

貴社から提出された試験体の試験結果は, 下記のとおりです。

試験項目	試験結果
材質試験	
鉛	1 ppm以下
カドミウム	1 ppm以下
溶出試験	
重金属	1 ppm以下(Pbとして)
過マンガン酸カリウム消費量	0.5 ppm

上記結果は食品衛生法・食品, 添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号) に適合する。

本試験報告書を他に掲載するときは, 当センターの承認を受けて下さい。

責任者	担当者	担当者